

新	旧	備考
スワップ取引保険手続細則 令和6年2月28日 24 - 制度 - 00004 <u>沿革 令和7年3月6日 一部改正</u> スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。	スワップ取引保険手続細則 令和6年2月28日 24 - 制度 - 00004 スワップ取引保険約款（令和6年2月28日 24 - 制度 - 00003。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。	
（回収義務の履行状況の報告） 第20条 被保険者は、約款第34条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式「<u>回収義務履行状況報告書（従来制度）</u>」及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。 2 最終支払期日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に別紙様式「<u>回収義務履行状況報告書（従来制度）</u>」を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。 3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式「<u>回収義務履行状況報告書（従来制度）</u>」を遅滞なく本店に提出するものとする。 4 （略）	（回収義務の履行状況の報告） 第20条 被保険者は、約款第34条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式「<u>スワップ取引保険回収義務履行状況報告書</u>」及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。 2 最終支払期日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に別紙様式「<u>スワップ取引保険回収義務履行状況報告書</u>」を提出すべき日（次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から1年ごとに提出するものとする。 3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069。以下「共通運用規程」という。）に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式「<u>スワップ取引保険回収義務履行状況報告書</u>」を遅滞なく本店に提出するものとする。 4 （略）	

(回収義務の終了認定) 第21条 被保険者は、約款第34条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式「<u>回収義務終了認定申請書（従来制度）</u>」に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、スワップ取引の相手方が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	(回収義務の終了認定) 第21条 被保険者は、約款第34条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式「<u>スワップ取引保険回収義務終了認定申請書</u>」に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、スワップ取引の相手方が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。	
(回収金の納付) 第22条 被保険者は、約款第34条第7項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式「<u>回収金通知書（従来制度）</u>」に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)	(回収金の納付) 第22条 被保険者は、約款第34条第7項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式「<u>スワップ取引保険回収金通知書</u>」に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)	
(回収に要した費用の請求) 第23条 約款第34条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式「<u>回収費用負担請求書（従来制度）</u>」に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	(回収に要した費用の請求) 第23条 約款第34条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式「<u>スワップ取引保険回収費用負担請求書</u>」に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
(権利行使等の委任) 第24条 被保険者は、約款第34条第4項又は第35条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式「<u>権利行使等委任状（従来制度）</u>」及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。 2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式「<u>権利行使等委任状（サービサー回収用・従来制度）</u>」に当該債権の内容	(権利行使等の委任) 第24条 被保険者は、約款第34条第4項又は第35条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式「<u>スワップ取引保険権利行使等委任状</u>」及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。 2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式「<u>スワップ取引保険権利行使等委任状（サービサー回収用）</u>」に当該債権	

を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。		の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。	
（回収納付金の返還請求） 第25条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式「 <u>回収納付金返還請求書（従来制度）</u> 」及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。		（回収納付金の返還請求） 第25条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式「 <u>スワップ取引保険回収納付金返還請求書</u> 」及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和7年4月1日から実施する。</u>			
別表 1 提出先は、本店とする。		別表 1 提出先は、本店とする。	
<u>保険申込・保険事故等に係る</u> 提出書類	提出部数	提出書類	提出部数
スワップ取引保険申込書	1 (1)	スワップ取引保険申込書	1 (1)
贈賄防止に係る誓約及び申告書	1	贈賄防止に係る誓約及び申告書	1
スワップ取引保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)	スワップ取引保険変更承認申請書及び変更請求書	1 (1)
スワップ取引保険におけるスワップ取引終了通知書	1 (1)	スワップ取引保険におけるスワップ取引終了通知書	1 (1)
スワップ取引保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	スワップ取引保険における他の保険契約の通知書	1 (1)
スワップ取引保険における対象取引追加の通知書	1 (1)	スワップ取引保険における対象取引追加の通知書	1 (1)
スワップ取引保険における保険価額の変更（増額・減額）通知書	1 (1)	スワップ取引保険における保険価額の変更（増額・減額）通知書	1 (1)
スワップ取引保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	スワップ取引保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
スワップ取引保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	スワップ取引保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)
スワップ取引保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	スワップ取引保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
スワップ取引保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	スワップ取引保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
スワップ取引保険事情発生通知書	1	スワップ取引保険事情発生通知書	1
スワップ取引保険危険・損失発生通知書	1 (1)	スワップ取引保険危険・損失発生通知書	1 (1)
スワップ取引保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	スワップ取引保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)
スワップ取引保険入金通知書	1 (1)	スワップ取引保険入金通知書	1 (1)
スワップ取引保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	スワップ取引保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)

スワップ取引保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	スワップ取引保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
スワップ取引保険保険金請求書	1 (1)	スワップ取引保険保険金請求書	1 (1)	
スワップ取引保険保険金請求経緯書	1 (1)	スワップ取引保険保険金請求経緯書	1 (1)	
スワップ取引保険損失発生確認申請書	1 (1)	スワップ取引保険損失発生確認申請書	1 (1)	
		<u>スワップ取引保険回収義務履行状況報告書</u>	<u>1 (1)</u>	
		<u>スワップ取引保険回収義務終了認定申請書</u>	<u>1 (1)</u>	
		<u>スワップ取引保険回収金通知書</u>	<u>1 (1)</u>	
		<u>スワップ取引保険回収費用負担請求書</u>	<u>1 (1)</u>	
		<u>スワップ取引保険権利行使等委任状</u>	<u>1 (1)</u>	
		<u>スワップ取引保険権利行使等委任状（サービサー回収用）</u>	<u>1 (1)</u>	
		<u>スワップ取引保険回収納付金返還請求書</u>	<u>1 (1)</u>	
		その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		
別表 4 その他の通知義務 ①～⑦ （略） 注 1：信用危険をてん補しない案件にあつては、②⑥及び⑦に掲げる事由をその他の通知の対象とする。 注 2：（略）		別表 4 その他の通知義務 ①～⑦ （略） 注 1：信用危険をてん補しない案件にあつては、②及び⑥に掲げる事由をその他の通知の対象とする。 注 2：（略）		